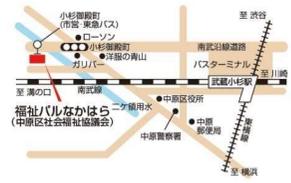
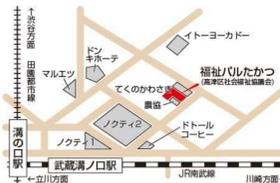
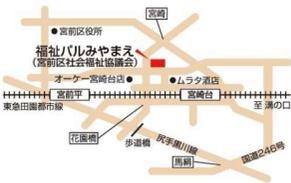
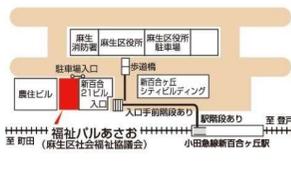


○成年後見制度の相談について

お住まいの区のアんしんセンターにご相談ください。

<p>川崎区あんしんセンター 〒210-0011 川崎区富士見 1-6-3 読売川崎富士見ビル B-1 棟 6階 福祉パルかわさき内 電話：245-1144 FAX：211-8741</p> 	<p>幸区あんしんセンター 〒212-0023 幸区戸手本町 1-11-5 さいわい健康福祉プラザ 福祉パルさいわい内 電話：556-5082 FAX：556-5577</p> 	<p>中原区あんしんセンター 〒211-0067 中原区今井上町1-34 和田ビル 1階 福祉パルなかはら内 電話：722-6122 FAX：711-1260</p> 	
<p>高津区あんしんセンター 〒213-0001 高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3階 福祉パルたかつ内 電話：812-5833 FAX：812-3549</p> 	<p>宮前区あんしんセンター 〒216-0033 宮前区宮崎 2-6-10 宮崎台ガーデンオフィス 4階 福祉パルみやまえ内 電話：856-5788 FAX：852-4955</p> 	<p>多摩区あんしんセンター 〒214-0014 多摩区登戸 1891 第3井出ビル 3階 福祉パルたま内 電話：933-2411 FAX：911-8119</p> 	
 <p>社協イメージキャラクター ななふく</p>			<p>麻生区あんしんセンター 〒215-0004 麻生区万福寺 1-2-2 新百合 21ビル 1階 福祉パルあさお内 電話：952-5711 FAX：952-1424</p> 

○成年後見支援センター事業に関する問い合わせ

川崎市社会福祉協議会 川崎市成年後見支援センター

〒211-0053 川崎市中原区小上田中 6-22-5
川崎市総合福祉センター6階

電話：044-712-8071 FAX：044-739-8738

E-mail：kouken@csw-kawasaki.or.jp



あんしんセンター便り

令和6年10月
第10号

令和6年7月29日(月) 関係機関向け 成年後見制度研修報告

本号の2・3面の特集記事は『日常生活自立支援事業と成年後見制度』についてです。
両制度の違いや事例などを紹介しています！



てくのかわさき、てくのホールで関係機関向け成年後見制度研修を開催しました。当日は午前42名、午後38名の権利擁護に携わる関係機関の皆様が出席され、熱心に研修を受講されていました。
本研修で得た知識を、日頃の支援に役立てていただければ幸いです。



(午前) 成年後見制度の概要

午前の部は、「成年後見制度の概要」をテーマに古屋弁護士に講義をしていただき、現在の成年後見制度の利用状況や、基礎知識、手続きの流れや利用する上での注意点等、丁寧に話をいただきました。また、講師の豊富な経験の中から多くの事例を話していただき、受講者も真剣に耳を傾けていました。
受講者からは「制度の良いところだけではなく、デメリットの部分も教えていただき勉強になった。制度を正しく理解し、支援をすすめていきたい。」「支援をするなかで、費用や医療同意の部分がわかりにくくモヤモヤしていたが、講師の説明が大変わかりやすく、自分でも利用者等に説明ができそう。」といった感想が寄せられました。

(午後) 申立書の書き方講座

午後の部は、講師の福島司法書士にご指導いただき、講義を聞きながら、申立書類を実際に記入する演習を行いました。
演習を通じて、「普段書類を作成する際は、どこまで細かく記載をしなければならないのかわからなかった」ので、教えていただきありがたかった。「実際に講師が対応したケースも織り交ぜながら話をしてくださったので、参考になった。」等の感想が寄せられました。



成年後見制度に関する出張講座のご案内

区あんしんセンター職員が伺い、成年後見制度の概要をわかりやすく説明します。

人数は問いません。費用は無料です。
《テーマ例》
・成年後見制度の概要
・申立手続き
・書類の書き方 等々

地域の集まりや家族会、福祉従事者の勉強会等にご活用ください！！



ご希望ありましたら、各区あんしんセンターまでお問合せください。

川崎市社協キャラクター ななふく

日常生活自立支援事業と成年後見制度（法定後見）

あんしんセンターでは、「日常生活自立支援事業」と「成年後見制度の利用に向けた支援」を実施しています。どちらの利用が本人にとって望ましいか、検討していく参考として、それぞれの違いをまとめました。より詳しく知りたいときには、各区あんしんセンターまでご相談ください。

日常生活自立支援事業

軽い認知症、知的障害、精神障害等で判断能力が低下している方、身体障害のある方、または概ね65歳以上で日常生活に援助の必要な方で、自身では金銭の支払い等が困難な方に対して、自立した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援します。

各区あんしんセンター（社会福祉協議会）に相談し、**本人が利用を申込み、契約を結ぶ**ことで、サービスを受けることができます（契約の意味・内容を理解できる判断能力が必要）。支援は各区あんしんセンターの専門員・生活支援員が行います。

※生活保護を受給されている方は被保護者金銭管理等支援事業の対象となります。各福祉事務所へご相談ください。

福祉サービス利用援助・日常的な金銭管理サービスを利用する場合は**月額2,500円**、書類等預かりサービスを利用する場合は**年額3,000円もしくは6,000円**（預かり物の額面によって異なります）の利用料がかかります。

契約締結能力をガイドラインにより確認後、ケース検討会議で、必要に応じて契約能力判定審査会で、契約能力・サービスの必要性等を審査・確認します。

本人の意思によって契約を終了することができます。また、**本人が死亡した場合にも契約は終了**します。

福祉サービスの情報提供や助言、利用手続きの支援等を行います。また、生活費の支出、家賃・公共料金・医療費の支払い等、日常的な金銭管理をお手伝いします。支援範囲は**日常的なものに限定**されており、病院や施設への入院・入所契約の代行や消費者被害の取消し等はできません。

概要・対象者

申込手続き・支援者

かかる費用

意思能力の確認・診断

終了

支援の内容

成年後見制度（法定後見）

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分（補助）、著しく不十分（保佐）、欠く常況（後見）にある方の、財産管理や身上保護等を成年後見人等が行うことで、本人の意思を尊重しつつ、法律面や生活面において支援します。

本人や四親等内の親族、市区町村長等が家庭裁判所に申立てを行い、**家庭裁判所が選任した成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が支援を行います**。後見・保佐は本人の同意が不要、補助は必要になります。

申立ての時に、申立費用、登記手数料、鑑定費用等がかかります。また、選任された成年後見人等への報酬もかかりますが、本人の財産状況等を考慮して**家庭裁判所が報酬額を決定**します。

医師の診断書を家庭裁判所に提出し、それに基づいて家庭裁判所が判断します。必要に応じて、鑑定を行うことがあります。

いったん申立てると、家庭裁判所の許可がないと取り下げすることはできません。成年後見人等が選任された後は、**本人の判断能力が回復するか、本人が死亡するまで**制度の利用は続きます。

成年後見人等が、本人に代わって預貯金通帳等の管理、生活費の支出や支払い、不動産の管理・処分手続きや遺産分割、消費者被害の取消し等、日常的な範囲に留まらない**財産管理**を行います。また、**身上保護**として、入院契約手続き、施設の入退所の契約手続き等を本人に代わって行います。

認知症を抱えるAさんのケース

日常生活自立支援事業 の利用に向けて



Aさんは80代女性です。要介護1の認定を受けており、ケアマネジャーやヘルパーの支援を受けながら賃貸住宅で一人暮らししています。Aさんは未婚で兄弟は既に全員亡くなっており、遠方に住む甥姪とも疎遠です。

最近、Aさんに認知症の症状が出始め、キャッシュカードを失くしてしまったり、ATMを操作して出金手続きをすることができなくなるなど、Aさん一人で金銭管理を行うことが難しくなりました。

そこで、ケアマネジャーが日常生活自立支援事業又は成年後見制度のどちらを利用したらよいか、あんしんセンターに相談しました。

あんしんセンターがAさんの困りごとなど聞いたところ、現在の困りごとは通帳等の紛失や出金手続きがうまくできないことだったため、日常生活自立支援事業を紹介しました。Aさんはサービス内容を理解して利用意思を示したため、利用申込みすることになりました。その後、あんしんセンターと日常生活自立支援事業の契約を結び、支援が開始されました。

現在は、月2回あんしんセンター職員が自宅に訪問し、生活費等の支出・お渡しや各種支払いを支援しています。



成年後見制度 の利用に向けて

Aさんは日常生活自立支援事業を利用しながら、ご自宅で落ち着いた生活を送っていました。ところが、体調不良で緊急入院した際に、手続きをしてくれる人がいなかったことをきっかけに、一人で生活することに不安を感じるようになり、Aさんは安心して生活できる施設に住みたいと思うようになりました。

Aさんは、施設入所にあたり契約の内容が理解できず、甥や姪に支援をお願いしましたが、協力を得ることはできませんでした。また、認知症も徐々に進行しており、日常生活自立支援事業での対応が難しくなり始めたため、判断能力があるうちに本人の申立てによる成年後見制度の利用をケアマネジャーとあんしんセンターが検討しました。

あんしんセンターがAさんに成年後見制度を説明したところ、制度利用に理解を示されたため、Aさんが申立人となり、支援関係者とあんしんセンターの申立ての支援を受けながら、家庭裁判所に成年後見制度の申立てを行いました。

その後、家庭裁判所から社会福祉士が保佐人となる審判が下りました。Aさんは日常生活自立支援事業の契約を終了し、現在は保佐人の社会福祉士がAさんの施設の入所契約を行い、身上保護と財産管理を行っています。

POINT 1 日常生活自立支援事業では、施設入所契約、遺産相続、借金の整理等の法律行為を代理で行うことはできません。

POINT 2 日常生活自立支援事業では、利用者の認知機能が低下して契約能力が不十分になった場合も、成年後見制度の利用に向けて支援を行います。

本人の状況に応じた制度の紹介をしますので、各区のあんしんセンターまでお気軽にご相談ください。